

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「次の表」を「法第12条の11第1項の規定により、次の表」に改め、同項の表1の部1の項中「0.1」を「0.03」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者の下水のカドミウム及びその化合物に係る排除の制限の基準については、平成27年5月31日までの間は、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

町田市下水道条例新旧対照表（改正後）

（下水の排除の制限）

第11条 法第12条の11第1項の規定により、次の表に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

	物質又は項目		鶴川処理区、南多摩処理区、浅川処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等	町田処理区、横浜処理区、川崎処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等
1 下水道法施行令第9条の4第1項第1号から第33号までに掲げる物質	1	カドミウム及びその化合物	カドミウムにつき <u>0.03</u> 以下	カドミウムにつき <u>0.03</u> 以下
	2～33	略	略	略
略	略	略	略	略

2 略

町田市下水道条例新旧対照表（改正前）

（下水の排除の制限）

第11条 次の表に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

	物質又は項目		鶴川処理区、南多摩処理区、浅川処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等	町田処理区、横浜処理区、川崎処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等
1 下水道法施行令第9条の4第1項第1号から第33号までに掲げる物質	1	カドミウム及びその化合物	カドミウムにつき <u>0.1</u> 以下	カドミウムにつき <u>0.1</u> 以下
	2～33	略	略	略
略	略	略	略	略

2 略